

(令和7年3月策定)

～多様性を認めあい 共に支えあう社会の実現に向けて～



- 第Ⅰ章 基本方針の策定にあたって
- 第Ⅱ章 人権をめぐる動きと課題
- 第Ⅲ章 南丹市がめざす人権が確立された社会
- 第Ⅳ章 人権施策の取組に向けて
- 第Ⅴ章 様々な人権問題への取組
- 第Ⅵ章 人権施策の推進体制



第Ⅰ章 基本方針の策定にあたって

▶ 策定の目的

2022（令和4）年1月施行した「人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」に基づき、人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりの実現に必要な人権施策を効果的に推進するための方向性を示すものとして策定しました。

▶ 方針の位置付け

本方針は、南丹市基本構想のもとに策定された市総合振興計画を、改めて人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である〈森・里・街・ひとがきらめく ふるさと南丹市〉の実現に向けて、人権感覚と人権意識を踏まえた施策を総合的・計画的に推進していくための指針とするものです。

第Ⅱ章 人権をめぐる動きと課題

▶ 人権をめぐる動き

人権は、人類の長い歴史のなかで、人々が命をかけ、苦しみを乗り越えて獲得してきたものです。世界では、生きづらさや不条理さのなかから、声をあげることで多くの人々の意識を変えた結果、今日までに人権を守るための様々な条約や法律が生み出されてきました。

1948（昭和23）年、国連総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。その後、この世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」をはじめとする人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

近年、採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、世界共通の17の目標と169のターゲットから成り、社会・経済・環境が調和した〈誰一人取り残さない〉持続可能な包摂性のある社会の実現をめざしています。

国内では、世界人権宣言に先立つ1947（昭和22）年に「日本国憲法」が施行され、〈基本的人権は侵すことのできない永久の権利（第11条）〉であり、〈すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において差別されない（第14条）〉と規定しています。以降、この「基本的人権の尊重」を基本理念に掲げ、国内における人権課題の解決に取り組まれてきました。しかし、現在においても、様々な人権課題が存在しており、これらの解決に向けた法整備や施策が進められてきています。

近年においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、人権に関する法整備が進められてきています。

▶ 踏まえるべき課題

全国的には今もなお様々な人権課題が存在しており、近年においては、インターネット上の誹謗中傷等により、尊い人命が失われる事案が発生するなど、インターネットを利用した人権侵害行為が深刻な社会問題となっています。

また、毎年のように発生する自然災害時や緊急時においては、誰もが切迫した状態にあることから、人権に対する意識が薄らぎ、結果として普段から社会的に弱い立場にある人々が、災害弱者として一段と厳しい状況に置かれることがあるなど、災害時における様々な人権課題も顕在化しています。

◆南丹市の現状◆ ～人権に関する市民意識調査から～

Q 『日本における人権問題について、あなたが関心のあるものはどれですか』

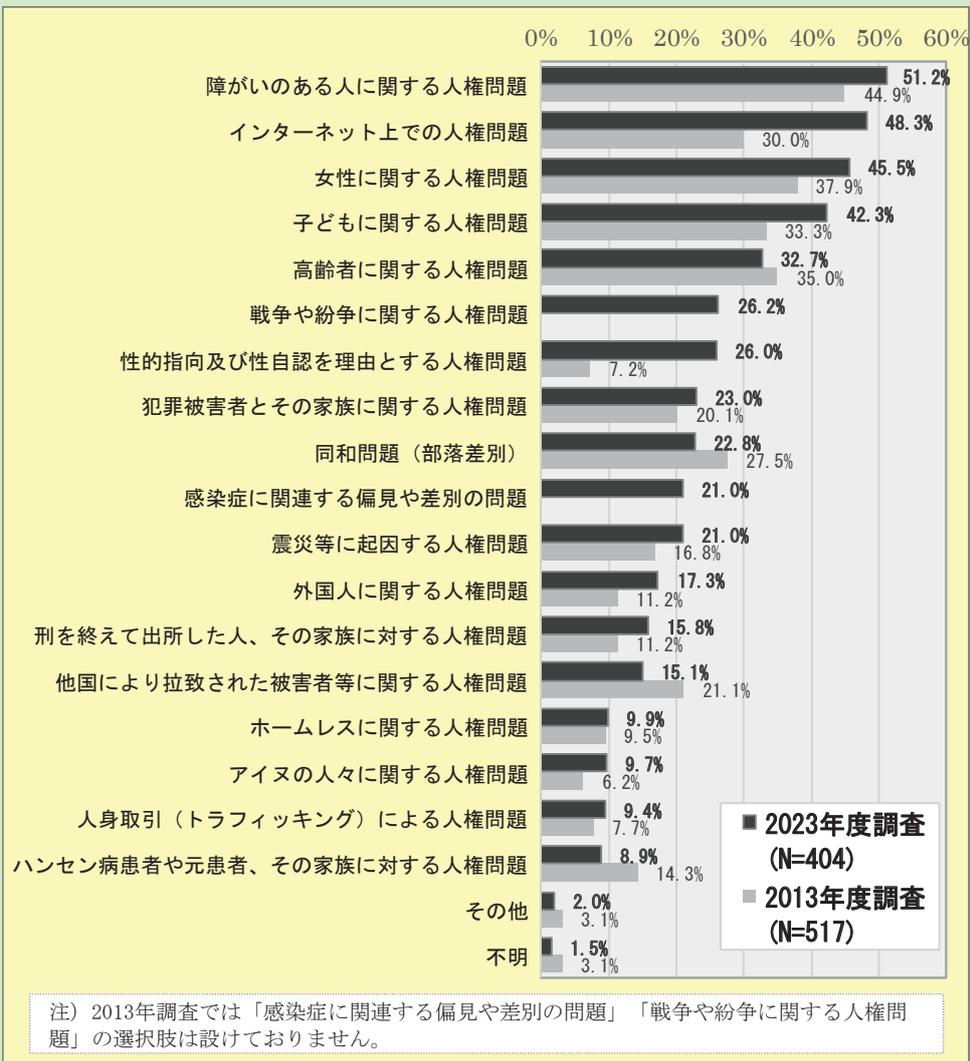
A

関心のある人権問題の上位5つ

- ①障がいのある人に関する人権問題
- ②インターネット上での人権問題
- ③女性に関する人権問題
- ④子どもに関する人権問題
- ⑤高齢者に関する人権問題

様々な人権課題への関心度について、「障がいのある人に関する人権問題」が最も高く、続いて「インターネット上での人権問題」「女性に関する人権問題」となっています。

前回調査との比較からは「性的指向・性自認を理由とする人権問題」「インターネット上での人権問題」に関心を持つ市民の割合が増えています。



Q 『今の日本の社会は人権が尊重されている社会だと思いますか』

A

選 択 肢	今回調査 (2023 年度)	前回調査 (2013 年度)	増 減
1. そう思う	13.1%	22.8%	-9.7
2. いちがいには言えない	73.3%	53.4%	+19.9
3. そう思わない	12.4%	20.7%	-8.3
不明・無回答	1.2%	3.1%	

今の日本の社会は「人権が尊重されている」「人権が尊重されていない」と感じる割合が拮抗しており、前回調査に比して、どちらの割合も減少しています。



第三章 南丹市がめざす人権が確立された社会

■南丹市がめざす社会・・・「多様性を認めあい共に支えあう社会」へ

人権とは、すべての人が生まれながらに持っているものであり、人間らしく生きていくために必要な誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

(「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」前文から)

南丹市では、「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりが多様性を認めあい、共に支えあう社会を実現することで、すべての人権が尊重されるまちづくりを進めていくこととしています。さらには、**人権が文化として確立していくこと**で、次世代に残すべき**持続可能な共生社会の実現**を図ろうとするものです。

※人権文化とは・・・「人権教育のための国連10年」における universal culture of human rights の語訳で、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活のありようそのものをいいます。

▶めざす社会への歩み

人権を尊重し多様性を認めあうまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を持ち、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識の広がりが高まりのなかで実現されていきます。

社会に存在する様々な人権問題について、その実態や原因を正しく理解するための多様な機会や場があることや、解決に向けた展望と具体的な道筋を共有していく気運の醸成が重要です。

本方針では、その道筋として次の2つのステップを踏みながら南丹市が目指す社会の実現へと進めることとします。

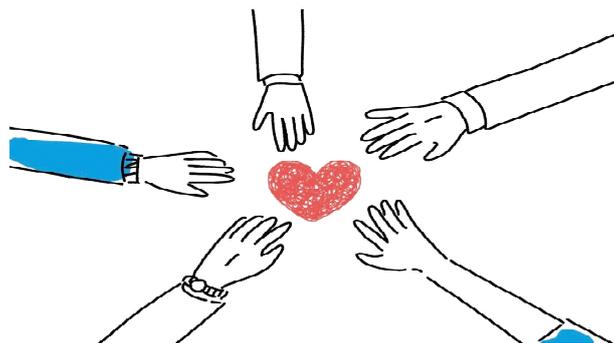
第1段階：『多様な機会や場を通じた学びのなかで「気づくこと」』



第2段階：『同じ気づきを持つ人を増やす行動をとおして
「人と人がつながっていくこと」』



☆ゴール目標☆ 『人権が文化として確立された社会（共生社会）』の実現



第Ⅳ章 人権施策の取組に向けて

◆3つの基本姿勢と取組の視点・基本とする取組

南丹市がめざす〈多様性を認めあい共に支えあう社会〉像

『人権が文化として確立された社会（共生社会）』の実現に向けて

基本姿勢

取組の視点

【1】 人権感覚・人権意識 を高める

- ・人権についての学びは生涯学習に通じるものとして、「いつでもどこでも 誰でも」学べる環境が必要であること
- ・人権についての学びと気づきは、主体的な行動へ、さらには同じ行動をしている人同士のつながりの輪の広がりにつながるということ
- ・人権感覚・人権意識の高まりは、希薄化している地域社会コミュニティの再生につながる

【2】 多様化する人権課題への 対応力と課題解決力 を高める

- ・多岐にわたる人権課題に対し、現在までの人権施策推進の歴史を踏まえながら取組を進める
- ・「多様性を学ぶこと」「多様性を認めること」は、お互いの人権を尊重する共生社会の実現には重要

【3】 人権を普遍的な文化へと 高める

- ・「人権文化」は、学びの積み重ねを通じた意識・行動の変容による人とつながりの広がりの中で、根付いていくもの
- ・人権文化の広がりが高まりは、他者に耳を傾ける想像力を育み、お互いに支え合って生きる「共生の心」を育むことにつながる
- ・人権を学ぶことで、人権侵害は許されないという人権文化の社会的機能が形成される

基本とする取組

- ① 工夫した学びの場の提供
- ② リーダーの育成・グループの育成
- ③ 活動主体との連携
- ④ 様々な人権課題に向き合う取組
- ⑤ 人権擁護・相談に係る支援力向上の取組
- ⑥ 生涯学習としての人権教育の取組
- ⑦ 人と人をつなぐ取組



第V章 様々な人権問題への取組

多岐にわたる人権問題に向き合い取り組むにあたっては、人々の多様性や感受性は重要な要素です。また、当事者との対話を通じた状況・背景の把握や、それぞれの人権問題に取り組む主体である関係団体との連携が不可欠です。

ここでは、様々な人権問題に対する南丹市の基本認識やこれに基づく取組の方向性についての要点を概説します。

同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）とは、歴史的に形成された様々な要因により、一部の人々が経済的・社会的・文化的に虐げられ、現代社会においても一定の地域の出身あるいは居住していることなどを理由に、日常生活の中で排除、忌避、差別を受け、人間としての尊厳と権利の享受、自己実現を妨げられているという日本固有の重大な人権問題です。

日本国憲法によって保障された基本的人権の尊重は、市民が幸せに、安心・安全に暮らすための社会の基礎基盤であり、同和問題（部落差別）はこれを侵害された人権問題であるという本質から捉えつつ、1969（昭和44年）施行の同和对策事業特別措置法に始まり、数十年にわたる様々な取組を経た今もなお残るこの問題の解決に向けて、引き続き市民との協働した取組を進めます。

こどもの人権

国においては、2016（平成28）年に「児童福祉法」が改正され、こどもが権利の主体であることと同時にこどもの「意見表明権」が明記されました。また、2022（令和4）年には「こども基本法」が成立し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、社会全体として総合的なこども施策の推進を図ることが宣言されました。南丹市では「こども基本法」の成立を受けて「南丹市こども計画」を策定しています。

国の「こども大綱」に沿い、「こどもまんなか社会」の実現をめざして、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるための計画策定と取組を進めます。

女性の人権

個人の尊厳と法の下での平等をうたった日本国憲法の理念から導かれる男女平等の実現に向けた国・地方公共団体や国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進が日本社会における最重要課題とした「男女共同参画社会基本法（1999（平成11年施行）」を踏まえ、2015（平成27）年に「南丹市男女共同参画推進条例」を制定しました。この理念は、「南丹市男女共同参画行動計画」（2024（令和6）年に第2次改訂版の中間見直しをしています。）において、固定的な性別役割分担意識の解消や、地域社会をはじめとする様々な意思決定や方針決定の場への女性参画に向けた方向性を明確にしたところです。

引き続き、この条例の理念に基づき、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（2001（平成13）年施行）」に基づいたDV防止及び被害者の保護・自立支援を含め、様々な分野において対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現をめざした取組を進めます。

高齢者の人権

団塊の世代がすべて75歳を越え、後期高齢者となる2025年を迎えるにあたり、今後、どのように社会保障などのしくみを維持し高齢者の生活を支えていくのかということが大きな課題（いわゆる「2025年問題」）となっています。このような「超高齢化社会」を見据えながら、高齢者が日々健やかに過ごせるように、また、何らかの支援が必要となったときにも自分らしさを大切にでき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりの実現をめざしています。特に、「地域包括ケアシステム」の実現に向けた市町村の役割がますます重要となってきています。

南丹市においては、「南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をもって、医療、生活支援、予防、介護及び住まいの5つのサービスを一体的に切れ目なく提供することで、高齢者が医療介護等の支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を送ることができる地域づくりに向けた施策・事業の取組を進めます。

障がいのある人の人権

南丹市では、「障害者基本法」に基づく、障がい者の施策に関する基本的な事項や「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス等の方策、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援に関して、2024（令和6）年に「第4期南丹市障害者計画」「第7期障害者福祉計画」「第3期障害児福祉計画」を策定し、基本理念であるところの「障がいのある人もない人もともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち」の実現をめざして施策を取り組んでいます。

これら3つの計画をもって、基本理念を軸に置きながら、より一層、地域一体となって障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう地域共生社会の実現をめざします。

外国人・外国にルーツのある人の人権

近年のグローバル経済の進展と国際交流の活発化に伴い、我が国に在留する外国人は年々増加しています。日本国憲法では権利の性質上から日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても等しく基本的人権を保障しています。

南丹市では、「第2次南丹市総合振興計画」の中の8つの基本方針の内のひとつである「つながりのあるまちづくり」の実現を図ることとしています。そのために、市内に住む外国人が地域の一員として安心して暮らせる環境づくりと、市民一人ひとりが国際的視野に立ち、互いの人権や文化を認め、尊重しあう多文化共生の地域づくりをめざします。また、日本以外の国や地域にルーツのある人を含め、すべての人が社会の一員として参画し、心豊かに暮らせるよう、それぞれのルーツを尊重し、ちがいを認め合い多様性への理解の深まりを促すことによる多文化共生社会の実現をめざします。



性的指向や性自認を理由とした人権問題

人の性のあり方（要素）は多様であり、私たちの中には、性的指向（好きになる相手の性）や性自認（自分の性別に対する認識）、体の性（身体の性）、表現する性（性表現）があると言われ、そのありようも人それぞれです。この多様な性の中で、性的マイノリティである人は、LGBTやLGBTQなどと呼ばれています。しかし、この多様な性や性的マイノリティに対する正しい知識や理解の不足により、偏見や差別の対象となっている現状があります。

南丹市では「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」の理念・目的を踏まえ、2024（令和6）年4月から「南丹市パートナーシップ宣誓制度」を導入しており、多様性や価値観の違いを認めあう相互理解と寛容のもとで、性的マイノリティである人がいきいきと生活できる共生社会の実現に向けて、この課題に対する理解の促進を図るための取組を進めます。

その他の人権問題

ここまで記載してきた個別の人権問題のほかにも、様々な人権問題が存在しています。ハンセン病元患者やその家族の人権問題、エイズ患者やHIV感染者やその家族の人権問題、先住民族であるアイヌの人々の人権問題、犯罪被害者やその家族の人権問題、刑を終えて出所した人やその家族の人権問題、ホームレス（野宿生活者）の人権問題、北朝鮮当局による拉致問題に関する人権問題、人身取引などの問題が根強く残っています。近年では、東日本大震災に伴う人権侵害や、この大震災に関わらず、これら大きな災害発生時には、避難所生活を余儀される中で起こるプライバシー侵害のほか、風評に基づく差別的扱いなどの二次被害が引き起こされるなど、新たな人権問題となっています。また、深刻な社会問題でもある自死は、命を支える視点である人権課題として考えるべきものです。

社会・経済構造の変化などに伴い、今後、さらに多様化・複雑化した新たな人権問題が生じることが予想されます。南丹市では、これらの課題や新たに生じる人権問題に対しても、それらの解決につながるよう、教育や啓発を通じて人権への気づきを促す取組を進めます。

インターネット上の人権侵害

近年、インターネットやスマートフォン等の急速な普及により利便性が大きく向上する一方で、これらを悪用した行為が増えています。SNSやブログなどで、匿名性を悪用した特定の個人や集団等への誹謗中傷、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、いじめや差別的な書き込み等、人権やプライバシーの侵害につながる情報が日常的に流れています。これにより、インターネット上で受けた侮辱的な書き込みや誹謗中傷によって、命を絶つ事件も発生しています。

インターネットによる人権侵害のひとつである「識別情報の摘示」は、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、疾病又は性的指向についての属性を有する不特定多数者を、政治的・経済的、社会的関係において不当な差別的扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、インターネット上に流通させることと定義（法務省）されています。

南丹市では、京都府・関係機関や関係団体との連携を通じて、インターネット上での人権侵害の書き込み等の継続したモニタリングの実施や、学校教育や生涯学習の場を通じお互いの人権を尊重する情報モラルやメディア・リテラシー（*新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどのメディアが発信する情報を見極め、理解し活用する能力）の向上のための取組を進めます。

市の推進体制

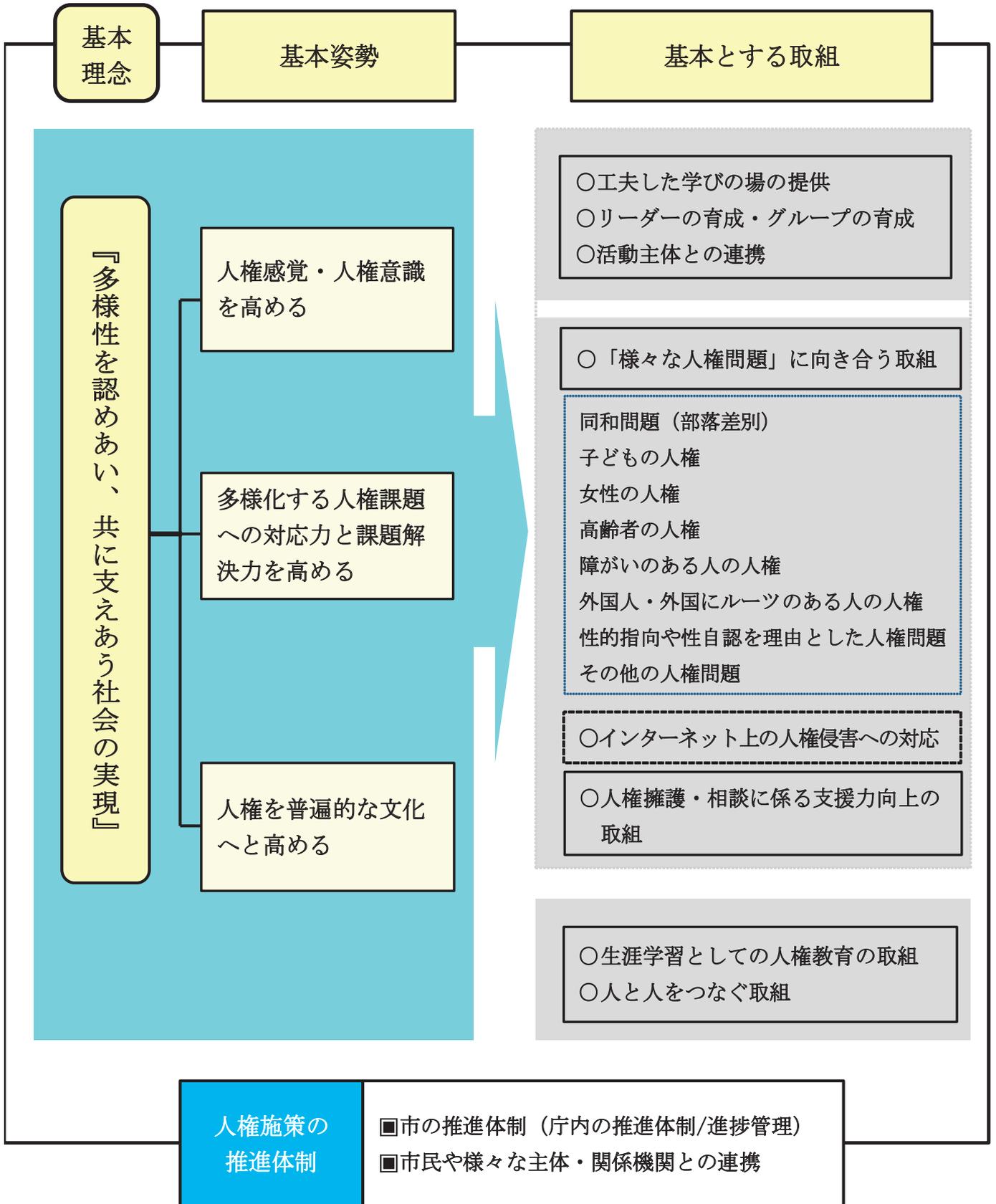
- ① 基礎自治体としての市は日本国憲法が保障する基本的人権の享有を支えるという役割を持つことから、この取組の推進に向けては、庁内各部署が所管する個々の施策を〈人権の視点〉をもって、その実施状況の相互確認を行うなどの分野を超えた横断的な連携調整と、そのための組織体制づくりを進めます。
- ② 人権課題に対応するための市行政の基本は、人権課題に係る当事者に寄り添うことです。そのための人権相談の窓口であり人権啓発の地域拠点としての文化センターの位置付けは重要です。歴史的な設置趣旨や現行社会福祉法上の趣旨に沿って、人権課題を含む様々な地域生活課題に対応するコミュニティセンター（福祉センター）として、他機関との連携による課題解決へ向かう〈重層的支援〉体制の整備を図ります。
- ③ 人権侵害や差別事象への庁内対応として、改めて当事者に寄り添う意識と視点からの「対応マニュアル」の改訂を進めます。また、地方自治体としての救済措置の検討に向けて、国・京都府の動向を見据えながらその研究を進めます。
- ④ 人権が尊重され多様性を認めあうまちづくりへの歩みのゴール目標である「人権文化が確立された社会（共生社会）」の実現に向け、各部署での人権施策の実施状況についての進捗管理と評価を行います。

市民や様々な主体・関係機関との連携

- ① 人権課題は、市民共通の課題であり、その解決には、行政だけではなく、市民や地域団体、事業者、関係団体等の様々な主体を含めた社会全体で取り組むことが重要です。「人権文化の構築」を図るための手だてとして、人権課題への取組を進める主体の連携を進め、取組の輪を拡げます。
- ② 様々な人権課題の解決に向けては、国や京都府、周辺の自治体との連携は必須です。とりわけ、インターネット上の人権侵害に関しては、法整備などの実効的かつ速やかな対処を要するものとの共通認識をもって連携していきます。
- ③ 人権課題の解決に向けては、国際的な動きを注視することも重要となります。常にグローバルな視点を持って人権施策の推進を図ります。



◆◆基本方針に基づく「推進体系図」◆◆



人権相談窓口

日常生活の中で人権侵害（差別、偏見、いじめ、虐待、インターネット上の誹謗中傷、ヘイトスピーチ、性的マイノリティであることを理由とした嫌がらせ等）を受けたり、「これは人権上問題ではないだろうか」と感じたりしたことはありませんか。そのような場合、人権相談をご利用ください。（※相談は無料で、秘密は固く守られます。）

～以下の相談窓口は人権全般に係る特に身近な窓口として記載したものです。他にも国・京都府を中心に多くの窓口があります。詳しくは、南丹市市民部人権政策課へお問合せください。～

「みんなの人権110番」／京都地方法務局・京都府人権擁護委員会連合会

相談できる曜日・時間・連絡先等

開設日時：月曜～金曜（祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）8時30分～17時15分

開設場所：京都地方法務局内（京都市上京区荒神口通河原町東入る上生州町197）

連絡先：075-231-0131（京都地方法務局）

0570-003-110（*全国共通ダイヤル）

その他：電話相談・面接相談（面接は要予約）



「特設人権相談」／京都地方法務局 園部支局

相談できる曜日・時間・連絡先等

開設日時：各年度当初に定められた開設日時となります（*詳しくは下記連絡先へ）

開設場所：京都地方法務局園部支局管内（亀岡市・南丹市・京丹波町の内の決められた場所にて）

連絡先：0771-62-0208（京都地方法務局 園部支局）

その他：人権擁護委員等による面接相談（*要予約）



人権啓発・人権学習に関するご相談

南丹市役所では「様々な人権問題について学びたい」「自治会の会合で人権問題について学習したいが、何か良い資料はないだろうか」等の、人権研修や人権学習に関するご相談をお受けしています。

相談窓口・連絡先等

相談窓口：南丹市役所 市民部 人権政策課／南丹市教育委員会事務局 社会教育課

連絡先：人権政策課（0771-68-0015） 社会教育課（0771-68-0057）

その他：自治会等での人権学習・啓発に係る「貸出用DVD」を各種取り揃えています
個人学習の機会や学習資料についてのご相談もお受けいたします

南丹市ホームページに『南丹市人権施策基本方針』の「本冊」、
「音訳版」、「簡単な紹介版」（わかりやすい表現を心がけて作成した
冊子）を掲載しています。

次のQRコード又は南丹市ホームページからご視聴ください。





南丹市人権施策基本方針(概要版)

2025(令和7)年3月
南丹市 市民部 人権政策課

〒622-8651 南丹市園部町小桜町4-7番地
TEL 0771-68-0015
FAX 0771-68-2850